

# 第四次宮崎県環境基本計画改定業務委託 企画提案競技実施要領

## 1 目的

第四次宮崎県環境基本計画改定業務委託の受託候補者を選定するために、必要な事項を定めるものである。

## 2 委託業務の内容

別紙 第四次宮崎県環境基本計画改定業務委託仕様書のとおり

## 3 契約上限額

6, 146, 000円（消費税及び地方消費税を含む。）

なお、委託料は業務完了検査に合格した後、精算払により支払う。

## 4 委託期間

契約締結の日から令和4年8月31日まで

## 5 参加資格要件

次の(1)から(8)のすべてを満たす法人

- (1) 物品の買入れ等の契約に係る競争入札の参加資格、指名基準等に関する要綱（昭和46年1月26日告示第93号）第2条に規定する入札参加資格を有する者のうち、サービス（役務の提供）に関する業種で、種目が「U-04 調査・研究・検査」である者
- (2) 本業務の実施について、十分な遂行能力を有し、過去に環境基本法第7条に規定する地方自治体の環境基本計画又は地球温暖化対策の推進に関する法律第21条に規定する地方公共団体実行計画（区域施策編）の策定、改定又はこれらに関する調査等の業務の受託実績がある者
- (3) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続き開始の申し立て、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続き開始の申し立て又は破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続きの開始の申し立てがなされていない者
- (5) この公告の日から委託候補者を選定するまでの間に、宮崎県からの受注業務に関し、指名停止の措置を受けていない者
- (6) 県税に未納がない者
- (7) 宮崎県暴力団排除条例（平成23年条例第18号）第2条第1号に規定する暴力団又は代表者及び役員が同条第4号に規定する暴力団関係者でない者
- (8) 地方税法（昭和25年法律第226号）第321条の4及び各市町村の条例の規定により、個人住民税の特別徴収義務者とされている法人にあつては、従業員等（宮崎県内に居住している者に限る。）の個人住民税について特別徴収を実施している者又は特別徴収を開始することを誓約した者

## 6 企画提案競技実施の公示方法

県庁ホームページにより公示

## 7 スケジュール

- |                     |                |
|---------------------|----------------|
| (1) 実施公告            | 令和4年4月 8日（金）   |
| (2) 事前説明会参加申込書の提出締切 | 令和4年4月13日（水）正午 |
| (3) 事前説明会           | 令和4年4月14日（木）   |

- |                 |                  |
|-----------------|------------------|
| (4) 質問書の受付締切    | 令和4年4月15日(金)午後5時 |
| (5) 企画提案書の提出期限  | 令和4年4月20日(水)午後5時 |
| (6) 採択・不採択決定・通知 | 令和4年4月26日(火)までに  |

## 8 企画提案競技の方法

### (1) 事前説明会

日 時：令和4年4月14日(木)午後2時から(1時間程度)

場 所：県庁7号館2階 環境森林部会議室

参加申込：別紙1「事前説明会参加申込書」に必要事項を記入の上、4月13日(水)正午までにファクス又は電子メールにて提出すること。

※参加人数は各者2名までとしてください。

※説明会への出欠が審査に影響することはありませんが、応募を予定される場合はできる限り出席してください。

### (2) 質問事項の対応

受付期間：告知の日から令和4年4月15日(金)午後5時まで

受付方法：別紙2「質問書」によりファクス又は電子メールにて提出すること。

回答方法：軽微なものを除き、質問者及び事前説明会参加者全員に電子メールで通知する。(質問者名は公表しない。)

### (3) 企画提案書等の提出(必須)

提案は、1者につき1案までとする。

提出書類：ア 企画書(7部)

- ・様式1企画提案書により提出すること。
- ・書式はA4用紙縦置き横書きとし、ページ番号を挿入すること。
- ・フォントは12ポイントを基本とすること。
- ・資料を含め20ページ以内とすること。

イ 見積書(1部)

- ・宛先は「宮崎県知事 河野俊嗣」とすること。
- ・業務委託仕様書に定める各項目について積算したものとする。
- ・金額は「税抜き」とすること。

ウ 定款等(各1部)

- ・定款
- ・事業年度終了後、所轄庁に提出している書類のうち、前年度の事業報告書、収支計算書及び役員名簿(性別、生年月日の記入を必須とする。)

エ 誓約書(1部)

- ・別紙3により提出すること。

提出期限：令和4年4月20日(水)午後5時必着

提出方法：持参又は郵送(郵送の場合は、書留郵便又はそれと同等の手段に限る)

提出先：〒880-8501 宮崎市橘通東2丁目10番1号

宮崎県環境森林部環境森林課 環境計画担当

TEL 0985-26-7084 FAX 0985-26-7311

E-mail [kankyoshinrin@pref.miyazaki.lg.jp](mailto:kankyoshinrin@pref.miyazaki.lg.jp)

留意事項：プレゼンテーションは行わず、書面審査を行う。

提出書類に不備がある場合や提案すべき事項が記載されていない場合は、採択の対象としない。

#### (4) 審査項目

以下の項目について評価を行う。

- ア 温室効果ガス排出量及び吸収量の推計及び目標設定
  - ・温室効果ガス排出量及び吸収量の推計の方法について、具体的で分かりやすく、本県の実態を踏まえた提案が期待できるか。
  - ・温室効果ガス排出量の削減目標について、合理的で、本県の実態を踏まえた目標値の提案が期待できるか。
  - ・目標達成のための各種施策やその効果の試算について、本県の実態を踏まえた具体的な提案が期待できるか。
- イ 再生可能エネルギーの導入目標設定及び促進区域の基準の設定
  - ・再生可能エネルギーの導入目標について、合理的で、本県の実態を踏まえた目標値の提案が期待できるか。
  - ・促進区域の基準の検討について、必要な情報を全て収集することが期待できるか。
  - ・都道府県基準の内容について、収集した情報に基づく合理的で具体的な提案が期待できるか。
- ウ その他
  - ・過去に他の自治体からの同様の受託実績があり、経験やノウハウの活用が期待できるか。
  - ・業務に従事するスタッフの実績や体制は適切か。
  - ・実施可能なスケジュール設定となっているか。
  - ・業務の趣旨に沿った有益な提案、アピールポイントがあったか。

#### (5) 選定方法

審査員（計6名）において、提案の内容を総合的に審査し、最も優れた提案を選定する。

#### (6) 審査結果の通知

令和4年4月26日（火）までに、採択・不採択にかかわらず通知する。

(7) 当手続中に、次のいずれかに該当することとなった場合は、当該参加者の参加資格を欠格とする。

- ア 当該手続の参加資格を満たさなくなったとき
- イ 提案書の内容が、公示した仕様又は条件に明らかに適合しないとき
- ウ 虚偽記載、その他不正な行為があったと認められるとき
- エ 提案の内容が契約上限額を超えているとき
- オ アからエに掲げるもののほか、当該手続に関する条件に違反したとき

(8) (7)に基づき欠格とする者があるときは、当該参加者に書面で通知するものとする。

### 9 契約の方法

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により随意契約  
（性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき）

### 10 契約保証金

契約保証金の率は、契約金額の100分の10以上とする。  
（宮崎県財務規則第101条第2項各号の規定に該当する場合は免除）

## 11 その他

- (1) 提出された資料は返却しない。
- (2) 企画提案に要する一切の経費は、応募者の負担とする。
- (3) 採用された企画書は、協議の上、変更することがある。

## 12 問い合わせ先

〒880-8501 宮崎市橘通東2丁目10番1号  
宮崎県 環境森林部 環境森林課 環境計画担当  
TEL 0985-26-7084 FAX 0985-26-7311  
E-mail [kankyoshinrin@pref.miyazaki.lg.jp](mailto:kankyoshinrin@pref.miyazaki.lg.jp)